

令和5年1月13日

各所属長 殿

生活安全部長

「Yahoo!防災速報」を活用した防犯情報等の配信業務に係る適正な運用
及び迅速な情報提供の推進について（通達）

現在、多くの県民に迅速かつ的確に防犯情報等を提供するため、情報配信システム「ライポくん安心メール」（以下、「安心メール」という。）と併せ、ヤフー株式会社との「犯罪情報等の提供に関する協定」に基づき、同社が運営するインターネットアプリケーション「Yahoo!防災速報」（以下、「Yahoo!防災速報」という。）を活用して防犯情報等の配信を行っているところであるが、下記のとおり、引き続き、同配信に対する適正な運用を図らりたい。

記

1 配信対象情報

「Yahoo!防災速報」の利用者に、以下の防犯情報等を自動（Push）通知により、配信するものとする。

- (1) 安心メールで配信する「防犯情報」・「子供安全情報」・「女性安全情報」
- (2) 連続発生のおそれのある重要凶悪事件等に対する防犯情報
- (3) その他個別の犯罪・事故情報として県民に通知する必要がある情報

2 運用要領等

- (1) 運用の管理は、生活安全企画課が行うこととし、別添「Yahoo!防災速報による情報発信運用要領」に定めた事項を遵守した上で、安心メールと併せて、積極的かつ効果的な情報提供に努めること。

なお、各所属において配信を要すると認める情報がある場合は、本部主管課と協議の上、生活安全企画課へ配信要請すること。

- (2) 生活安全部長通達「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」（平成31年4月22日付け生企427ほか）により、緊急性のある事案に係る情報提供の判断等について再確認するとともに、「Yahoo!防災速報」をその情報提供の一つのツールとして適正に活用すること。

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）

Yahoo!防災速報による情報発信運用要領

第1 趣旨

この要領は、長野県警察本部生活安全部とヤフー株式会社により締結された「犯罪情報等の提供に関する協定」に基づき同社が運営するインターネットアプリケーションソフト「Yahoo!防災速報」（以下「防犯速報」という。）への防犯情報の提供に関して、運用の適正を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

多くの県民等に迅速かつ的確に犯罪情報等を提供し注意喚起（以下「情報発信」という。）することにより、県民等の防犯意識の高揚と犯罪の予防を図り、県民等が安全で安心して暮らせる地域社会を構築することを目的とする。

第3 基本構成

情報発信は、生活安全部生活安全企画課に設置されたインターネット接続パソコン、ヤフー株式会社が運営するサーバ及びこれらを接続するデータ電送回線からなる情報システムを用いて行う。

第4 用語の意義

1 発信情報

ライポくん安心メールで配信する「防犯情報」・「子供安全情報」・「女性安全情報」及び、連続発生のおそれのある重要凶悪事件等に対する防犯情報、その他個別の犯罪・事故情報として県民に通知する必要がある情報をいう。

2 専用入稿ツール

インターネットアプリケーションソフト「防犯速報」へ登録する画面及びツールをいう。

第5 運用管理体制

1 情報発信管理者

情報発信管理者（以下「情報発信者」という。）は、生活安全部生活安全企画課長とし、防犯速報にかかる情報の適正な取扱い及びセキュリティの維持管理を行うとともに、運用に関する総括管理を行うものとする。

2 情報発信補助者

情報発信補助者は、生活安全企画課理事官及び特殊詐欺抑止対策室長とし、情報発信者の事務を補助する。

3 取扱責任者

取扱責任者は、生活安全企画課課長補佐とし、犯罪情報等の提供に関し、警察署及び本部主管課等と必要な協議を行うとともに、ヤフー株式会社への連絡責任者として適正な情報提供に努める。

第6 アクセス権者及びアクセス範囲に関する事項

1 アクセス権者は生活安全企画課職員（以下「職員」という。）とし、アクセス範囲は発信情報の登録とする。

- 2 ヤフー株式会社から付与されたユーザID及びパスワードについては、情報発信者が適切に管理し、職員以外の者に知らせ、又は知られないようにすること。
- 3 情報発信者は、パスワードを3か月に1回以上変更し、職員に周知すること。

第7 アクセス権者の順守事項

- 1 アクセス権者は、職務を遂行するために必要な限度を超えて情報発信を利用してはならない。
- 2 アクセス権者は、情報発信の安全性又は有効性を低下させる行為を行ってはならない。
- 3 アクセス権者は、職員以外の者にパスワードを知られることがないようにしなければならない。

第8 登録方法

情報発信におけるファイルへの登録は、次のとおりとする。

- 1 発信情報の作成
発信情報は、職員が作成し、専用入稿ツールに入力するものとする。
- 2 発信情報の承認
職員は、発信情報を専用入稿ツールに入力した後、当該情報内容を印字し、登録前に情報発信者の承認を受ける。
ただし、情報発信者が不在のときは、情報発信補助者の承認を受けて登録することとし、この場合において、登録後速やかに情報発信者に報告するものとする。

3 発信情報の登録

職員は、発信情報の承認を受けた後、内容に誤りがないか再度確認を行った上で、速やかに登録する。

4 登録時間

登録は、原則平日の執務時間内とする。

ただし、連続発生のおそれのある重要凶悪事件等で、被疑者が逃走中であり、かつ、被害の拡大が予想され、安全対策を講じるため当該市町村の住民等に緊急に通知する必要があると情報発信者が認めた場合は、執務時間外においても登録することができる。

第9 発信情報の保存

第8の2において承認を受け、登録した発信情報（防犯情報発信簿）の保存期間は、1年とする。

第10 登録上の留意事項

発信情報の登録については、当要領の事項を遵守し、迅速、適切な情報発信に努め、事案が解決等した場合には、住民の不安感を払拭するため、確実に解除情報を登録すること。

第11 安全対策

- 1 職員は、コンピュータ・ウィルス等に侵害されていないかどうかの検査を行うプログラムを利用するなどにより、定期的にコンピュータ・ウィルス等による侵害の有無について確認を行うこと。
- 2 職員は、登録した情報の内容を点検、確認し、異常を認知した場合は、情報発信

者に即報するとともに、取扱責任者は、ヤフー株式会社に異常の状況を通報し、対応を要請すること。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、情報発信の運用に関し必要な細目事項は、情報発信者が定めるものとする。